

花巻空港駐車場管理規程

1 名称及び所在地

- (1) 名称 花巻空港駐車場（以下「駐車場」という。）
- (2) 所在地 岩手県花巻市東宮野目第2地割53

2 駐車場設置者

- (1) 名称 岩手県知事（以下「知事」という。）
- (2) 所在地 岩手県盛岡市内丸10番1号
- (3) 電話 019 (651) 3111

3 駐車場管理者

- (1) 名称 岩手県花巻空港事務所長（以下「所長」という。）
- (2) 所在地 岩手県花巻市葛第3地割183番地1
- (3) 電話 0198 (26) 2016

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 利用（第6条―第11条）

第3章 引き取りのない車両の措置（第12条―第14条）

第4章 損害賠償（第15条―第18条）

第5章 雑則（第19条）

第1章 総則

（通則）

第1条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（供用時間）

第3条 車両を駐車場に入場させ、又は出場させることができる時間（以下「供用時間」という。）は、毎日6時から21時までとする。

- 2 駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、特別の理由があると認められるときは、供用時間を臨時に変更することができる。
- 3 供用時間外においては、門扉を閉門、施錠するものとする。

（供用休止等）

第4条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「供用休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車場の区分）

第5条 駐車場を第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場に区分する。

- 2 駐車場に駐車することができる車両の数は、次のとおりとする。
 - (1) 第1駐車場 696台（うち身体障がい者等用12台、バス待機場13台）
 - (2) 第2駐車場 214台
 - (3) 第3駐車場 240台

第2章 利用

（駐車料金）

第6条 駐車料金は、無料とする。

(駐車場の利用条件)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、利用することができない。

- (1) 駐車場の構造上、駐車することができないとき。
 - (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (3) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
- 2 7日を超えて駐車する場合は、岩手県花巻空港事務所に届け出なければならない。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (4) 標識表示又は係員の指示に従うこと。

(禁止事項)

第10条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 貼り紙又は貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 知事又は所長が指定する立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 知事又は所長が指定する区域以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(事故に対する措置)

第11条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

2 利用者は、次に掲げる場合は、直ちにその旨を管理者に届け出るものとする。

- (1) 駐車場内において交通事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場内の施設若しくは器物又は他の車両若しくはその取付物等を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 駐車場内の車両に異常を発見したとき。
- (4) 駐車場内において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

第3章 引き取りのない車両の処置

(引き取りの請求)

第12条 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく第7条第2項に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は同項の届出を行った利用者が同項の届け出た期間の経過後30日間を超えて車両を駐車している場合には、管理者は、当該利用者に対し、通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が、車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して、通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は、当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前2項の請求を行う書面において、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは、引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項及び第2項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損

害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第13条 管理者は、前条第1項及び第2項の場合において、利用者又は車両の所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第14条 管理者は、第10条第4号または第12条第1項若しくは第2項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは車両の所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

第4章 損害賠償

(利用者に対する損害賠償責任)

第15条 管理者は、車両保管に当たり、第17条に掲げる事由に該当する場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第16条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第17条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故、車内に置かれた貴重品その他物品に係る損害
- (4) 駐車場内での事故、盗難等
- (5) 第4条の規定による供用休止等の措置
- (6) 第11条の規定による措置
- (7) 第12条第1項及び第2項の規定による引き取りの際に発生した事故
- (8) 第13条の規定による車両の調査
- (9) 第14条の規定による車両の移動

(損害賠償請求)

第18条 管理者は、第10条に掲げる行為を行った場合等、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第5章 雑則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

附則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行の際現に駐車場を利用している者については、この規程の施行の日以後の駐車場の利用について、この規程を適用する。